

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 9 月 4 日から 38 年 7 月 20 日まで
②昭和 39 年 4 月 10 日から 41 年 7 月 12 日まで
③昭和 41 年 7 月 11 日から同年 11 月 15 日まで
④昭和 41 年 11 月 16 日から 42 年 2 月 19 日まで
⑤昭和 42 年 8 月 18 日から同年 9 月 29 日まで

年金事務所で確認したところ、申立期間については昭和 45 年 10 月 16 日に脱退手当金の支給を受けているとの回答であったが、そのような記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、i) 申立期間の最終事業所であるA社の厚生年金保険資格喪失日である昭和 42 年 9 月 29 日から約 3 年後(45 年 10 月 16 日)の支給決定の記録となっていること、ii) A社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たない 1 か月であること、iii) A社の申立人の健康保険厚生年金被保険者番号の前後 50 人ずつを抽出して脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日の前後各 2 年以内に資格を喪失し、同社単独又は通算して脱退手当金の支給要件を満たす者は 4 人確認できるが、支給記録が確認できるのは申立人のみとなっていることなどから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前後の被保険者期間(昭和 37 年 3 月 1 日から同年 9 月 3 日まで、38 年 9 月 16 日から 39 年 1 月 5 日まで)及び申立期間②の直前にある被保険者期間(39 年 1 月 17 日から同年 4 月 10 日まで)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

さらに、上記申立期間①の前後の期間と申立期間①及び上記申立期間②の直前の期間と申立期間②は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、脱退手当金の支給事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

申立期間については、A社を退職後の昭和 35 年 12 月 12 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求した記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、i) 申立期間の最終事業所であるA社における申立人の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たない5か月であること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 35 年とその前後各 2 年(33 年から 37 年まで)に被保険者資格を喪失した女性のうち、同社単独又は通算して脱退手当金の支給要件を満たす者は 5 人確認できるが、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることなどから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間にある昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 2 月 1 日までの被保険者期間(申立期間①と同一事業所)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

さらに、未請求となっている申立期間②と③の間にある被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは脱退手当金の支給事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。